第１０６号議案

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

町田市特定公共物管理条例（平成１３年１２月町田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表第１（第８条関係）

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第１種	１　橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第２種の項第３号に掲げるものを除く。） ２　河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	１平方メートルにつき１年	１，２２１
第２種	１　給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの ２　出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの ３　出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		７３３

改正前

別表第１（第８条関係）

種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第１種	１　橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第２種の項第３号に掲げるものを除く。） ２　河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	１平方メートルにつき１年	１，１７４
第２種	１　給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの ２　出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの ３　出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		７０４

第３種	１　ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの ２　軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの		３６６
第４種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの		６１０
第５種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの		１，２２１
第６種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの		１，２２１
第７種	第１種の項から第６種の項までに属さないもの		１，２２１

備考　略

別表第２（第８条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
１　電柱、電話柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広	第１種電柱	１本につき１年	１，６７０
	第２種電柱		２，５７０
	第３種電柱		３，４６０
	第１種電話柱		１，４９０
	第２種電話柱		２，３９０

第３種	１　ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの ２　軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの		３５２
第４種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの		５８７
第５種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの		１，１７４
第６種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの		１，１７４
第７種	第１種の項から第６種の項までに属さないもの		１，１７４

備考　略

別表第２（第８条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
１　電柱、電話柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広	第１種電柱	１本につき１年	１，６２０
	第２種電柱		２，４８０
	第３種電柱		３，３５０
	第１種電話柱		１，４４０
	第２種電話柱		２，３１０

告塔その他これらに類する工作物	第３種電話柱		３，２８０
	略		略
	略	略	略
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，４６０
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	８９０
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	２，９８０
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
２　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６２
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満の		８９

告塔その他これらに類する工作物	第３種電話柱		３，１８０
	略		略
	略	略	略
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，４１０
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	８６０
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	２，８９０
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，８９０
２　水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６０
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満の		８６

	もの		
	略	略	
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの	３５０	
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの	６２０	
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの	８９０	
	外径が１メートル以上のもの	１，７９０	
３　鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０	
４　歩廊その他これに類する施設		１，４９０	
５　地下街、地下室及び通路その他これ	略	略	
	上空に設ける通路	５，９３０	
	地下に設ける通	３，５６０	

	もの		
	略	略	
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの	３４０	
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの	６００	
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの	８６０	
	外径が１メートル以上のもの	１，７３０	
３　鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積１平方メートルにつき１年	２，８９０	
４　歩廊その他これに類する施設		１，４４０	
５　地下街、地下室及び通路その他これ	略	略	
	上空に設ける通路	５，７７０	
	地下に設ける通	３，４６０	

に類する施設	略		
	略		略
6　露店、商品置場等	略	略	略
	商品置場その他これに類するもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
7　看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
8　標識		１本につき１年	２，３９０
9　旗ざお及び幕	略	略	略
	その他のもの	占用面積１平方メートル又は１本につき１年	１１，８００
１０　アーチ式工作物	車道を横断するもの	１基につき１年	１１８，６００
	その他のもの		５９，３００
１１　太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
１２　工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用		占用面積１平方メートルにつき	１１，８００

に類する施設	路		
	略		略
6　露店、商品置場等	略	略	略
	商品置場その他これに類するもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
7　看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積１平方メートルにつき１年	１１，５００
8　標識		１本につき１年	２，３１０
9　旗ざお及び幕	略	略	略
	その他のもの	占用面積１平方メートル又は１本につき１年	１１，５００
１０　アーチ式工作物	車道を横断するもの	１基につき１年	１１５，４００
	その他のもの		５７，７００
１１　太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積１平方メートルにつき１年	２，８９０
１２　工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用		占用面積１平方メートルにつき	１１，５００

材料の置場	１年	
１３　仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設		２，９８０
略		略
略	略	略

備考　略

材料の置場	１年	
１３　仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設		２，８９０
略		略
略	略	略

備考　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。